

◎新潟県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和元年5月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 解除に係る保安林の所在場所
新潟県刈羽郡刈羽村大字西元寺字諏山527の1、528の1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅